

令和3年度介護施設集団指導資料

北上市福祉部長寿介護課

電話：0197-72-8218

Mail:choju@city.kitakami.iwate.jp

目次

- 令和2年度実地指導結果 資料01
- 令和3年度介護保険制度改正等に伴う 人員、設備、運営の基準変更のポイント 資料02
- 介護給付費適正化事業（給付費分析）について 資料03
- 介護給付費適正化事業（住宅改修等点検）について 資料04
- 介護ロボット体験会及び補助金申請あっせんについて 資料05
- 事故報告通知および様式について 資料06
- 月割請求に係る参考資料について 資料07

1 令和2年度実地指導結果について

1 概要

- ① 実施した事業所は15事業所、令和元年度に引き続き、指導監査に移行した事業所は0件であった。
- ② 指摘件数は、令和元年度は83、令和2年度は77であることから、若干の減少がみられる。

2 文書指導

- ①従業員の員数について指定の要件を満たしていない。
- ②非常災害対策計画が未策定であった。
- ③消防署立ち合いの避難訓練及び防災設備の点検が未実施であった。

3 口頭指導

- ①重要事項説明書の掲示がない。
- ②運営推進会議の記録が、容易に閲覧ができる状態になっていない。
- ③退職後の秘密保持に関する規定がなく、全職員について取り交わしもない。
- ④利用者同意の署名がサービス提供前に得られていない。
- ⑤洗剤、酸性系消毒液、包丁等危険物の保管方法について改善が必要である。

4 全体を通じて

非常災害対策及び情報の共有の2点で指摘件数が多かったことから、各事業所においては留意のこと。

2

令和3年度介護保険制度改正等に伴う人員、設備、運営の基準変更のポイント

1 概要

- ① 令和3年度の法改正により人員、設備、運営の基準変更が行われ、問い合わせが多く寄せられている。
- ② 9月30日までの経過措置等もあることから、早急に内容を把握して、対応いただく必要がある。
このことから、居宅支援事業所、地域密着型介護事業所向けの6月1日時点までの情報を整理し、施設類型ごとにポイントをまとめたもの。

2 活用について

- ① 資料は、7月8日付にて各施設ごとにメールにて送付済みであるので、一読願いたい。
(ホームページにも掲載済)
- ② 問い合わせいただいた事項(7月31日締め切り予定)については、回答を共有する予定である。
なお、問い合わせフォームについては次のとおり。
[URL:https://logoform.jp/form/rtYq/24892](https://logoform.jp/form/rtYq/24892)

3 その他

改正点については、11月に実施予定としている実地指導の際にも確認する見込みである。

3 介護給付費適正化事業（給付費分析）について

1 概要

- ① 第8期北上市介護保険事業計画において、介護給付費の分析及び点検を行うこととした。
- ② 分析システムを導入し、確認が必要と考えられる対象者を機械的に抽出して点検を行うこととした。

2 実施の流れ

- ① 市：令和3年3月のサービス提供データに基づき、回答を各事業所に依頼する。
- ② 事業所：**自事業所分の回答を入力（参考：03-ヒアリングシート様式）**。
- ③ 事業所：**入力したファイルを、フォームで市宛報告する。**
- ④ 市：③の回答で疑義等ある場合は、個別に事業所に確認する。

3 実施時期（令和3年度）

- ① 3回に分けて実施予定である。1回目は8月中に回答依頼を行うが、過誤等が疑われる案件から依頼を行う予定である。
- ② 回答の傾向を踏まえ、ケアプラン点検に移行するかを検討する（年内に方針を決定する）。

4 その他

11月に実施予定としている実地指導の際に、市と事業所にて情報を共有できるよう、準備を進めている。

4 介護給付費適正化事業（住宅改修等点検）について

1 概要

- ① 第8期北上市介護保険事業計画において、住宅改修及び福祉用具貸与及び購入について、点検を行うこととした。
- ② ①に先立ち、適正な申請や問い合わせ事項を整理した住宅改修ガイドを4月に作成し、市ホームページに掲載および各事業所に提供した。

2 点検対象（下記について）

- ① 住宅改修：令和3年4月1日以降に着工したもの。
- ② 福祉用具貸与：点検実施期間において貸与中であるもの。
- ③ 福祉用具購入：令和3年4月1日以降に購入したもの。

3 実施の流れ

- ① 市において確認が必要と判断したものについて事業所及び事業者へ通知する。
- ② 当市職員が現場訪問及び書類確認により、聞き取りを実施する。結果をホームページにて公表する。

4 点検内容

改修箇所又は用具の利用状況、利用者の日常生活の改善状況等

5 実施期間

期間：令和3年8月1日から令和3年10月31日まで（予定）

5 介護ロボット体験会及び補助金申請あっせんについて

1 経緯及び目的

- ① 2月に実施した「介護従事者向けアンケート」内において、回答者の半数以上が中高年であったこと、負担に感じていることは「身体的負担」及び「書類整理、介護記録作成」であることが明らかとなった。
- ② 一方で、介護ロボット及びICTの有効性は半数が認める一方、3割以上の方が「わからない」という回答であった。
- ③ 以上を踏まえ、「まずは使ってみる」ということを目的に、①の負担軽減に有効な介護ロボット等の体験会を実施することとした。また、岩手県の介護ロボット導入補助事業にてこ入れも行うこととした。

2 場所及び期日

場所：専修大学北上福祉教育専門学校（予定） 期日：令和3年10月（予定）

3 その他

- ① 出店業者及び体験できるロボットについては、別途案内予定である。
- ② 国の施策及び県の方針からも、介護ロボットの導入は不可避となってきている。生産性向上の観点からも介護現場と経営層といった異なる立場の参加をお願いしたい。
- ③ 岩手県の介護ロボット導入補助事業は、例年であれば年末になる見込みである。申請手続きについて、市で事業所に対してフォローを行うことを検討している。

6 事故報告および様式について

1 令和2年度の事故報告の傾向について

- ① 傾向としては、転倒による骨折の件数が36件と多い。

特にも、認知症対応型共同生活介護施設の骨折は14件、また、事故の総数も25件と多くなっている。入居者の特性もあると考えられること、注意していたとしても防ぐことが難しい事故があるものの、事故の軽減により一層注力していただきたい。

- ② 事業所によって、事故発生から報告までの期間が違っている。

事故発生後は迅速に報告いただくこととしているものの、担当者の失念や方針が決まらなかった等で報告が遅れる事例が散見される。失念については、通知を再度確認いただき、また相互確認により防ぐよう努めていただきたい。方針が決まらずとも第一報を報告していただくようお願いしたい。

2 事故報告の様式変更について

- ① 令和3年3月19日付「介護保険施設等における事故の報告様式等について」にて、国より事故報告の様式が示されたところである。

- ② 今後の事故報告においては①を用いること。

また、提出は、電子メールによる提出が望ましいとされていることから、この点も留意願いたい。

7 月割請求に係る参考資料について

1 概要

令和3年3月31日付で厚生労働省老健局より発出されている「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」内において、「月割包括報酬の日割り請求に係る適用」について示されている。これについては、事業所から市に対しての電話による問い合わせが多いことから、情報提供するもの。

2 その他

対象サービスと事由及び起算日について、表形式で示されていることから、参考にされたい。